

# 国立大学法人長岡技術科学大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### ① 役員報酬等の支給状況

役名	平成16年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任
法人の長	千円 18,066	千円 12,828	千円 5,115	千円 123 (寒冷地手当)		
理事 (3人)	千円 43,327	千円 30,006	千円 11,114	千円 177 (通勤手当) 1,259 (調整手当) 423 (寒冷地手当) 348 (単身赴任手当)		
監事 (0人)	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0 ( )		
監事 (非常勤 2人)	千円 229	千円 229	千円 0	千円 0 ( )		

注:「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在職していた役員に対し、異動保障として異動後2年間支給されるものである。

### ② 役員退職手当の支給状況(平成16年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円 0	年 月			該当者なし
理事	千円 0	年 月			該当者なし
監事	千円 0	年 月			該当者なし

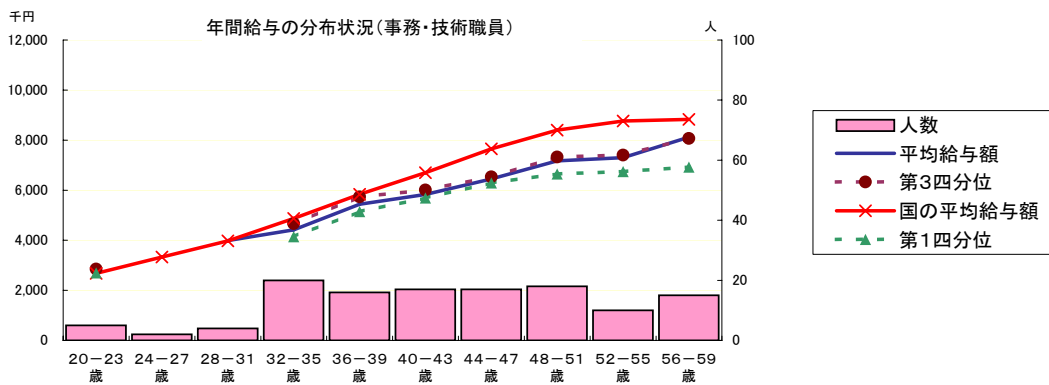
## II 職員給与について

### ① 職種別支給状況

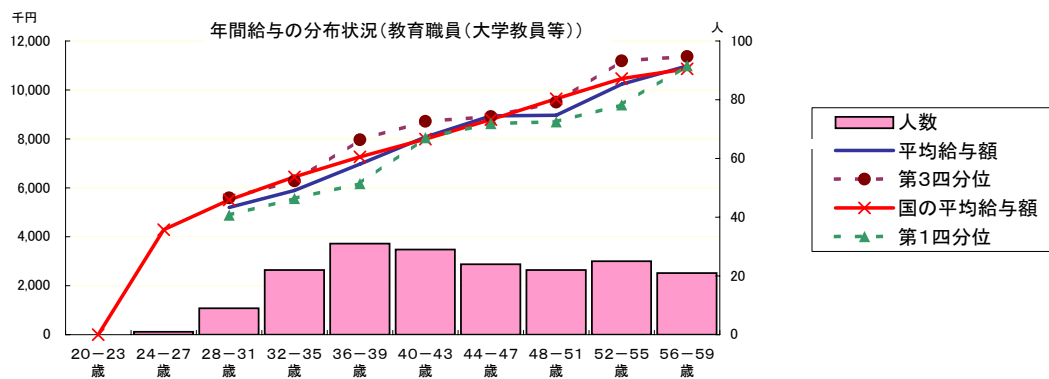
区分	人員	平均年齢	平成16年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 329	歳 45.3	千円 7,684	千円 5,557	千円 60	千円 2,127
事務・技術	人 124	歳 43.5	千円 6,079	千円 4,464	千円 73	千円 1,615
教育職種 (大学教員等)	人 205	歳 46.4	千円 8,655	千円 6,218	千円 51	千円 2,437
医療職種 (医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 5	歳 40.3	千円 7,375	千円 5,347	千円 65	千円 2,028
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員等)	人 4	歳 36.3	千円 6,925	千円 5,061	千円 53	千円 1,864
医療職種 (医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (外国人教師等)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員等)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員等)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注:任期付職員の教育職種(外国人教師等)及び非常勤職員については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「平均年齢」以下の事項については記載していない。

② 年間給与の分布状況  
 (事務・技術職員) [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



(大学教員) [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:事務・技術職員及び大学教員の年齢24-27歳については、当該職員が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから記載を省略した。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1四分位	第3四分位
代表的職位	人	歳	千円	千円
課長	7	53.4	8,065	10,105
課長補佐	13	53.3	7,072	7,425
係長	55	47.1	5,941	6,775
主任	18	38.9	4,847	5,730
係員	29	31.6	3,531	4,545

注: 本法人には、「本部課長」、「地方課長」等の区分がないため、原則として「本部課長」等を掲げるところ「課長」等を記載した。

(教育職員(大学教員等))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1四分位	第3四分位
代表的職位	人	歳	千円	千円
教授	73	56.3	10,506	11,371
助教授	71	44.4	8,141	8,881
講師	3	38.5	-	-
助手	48	35.5	5,741	6,287
教務職員	10	42.9	4,514	6,105

③ 職級別在職状況等(平成17年4月1日現在)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員	主任係員	係長主任	係長	課長補佐係長
人員	人	人	人	人	人	人	人
(割合)		(4.0%)	(2.4%)	(19.4%)	(26.6%)	(22.6%)	(16.9%)
年齢(最高~最低)		23 ?~ 23	29 ?~ 27	40 ?~ 29	46 ?~ 35	54 ?~ 42	59 ?~ 48
所定内給与年額(最高~最低)		2,277 ?~ 1,959	2,656 ?~ 2,516	3,653 ?~ 2,978	4,695 ?~ 3,432	5,333 ?~ 4,259	5,630 ?~ 4,818
年間給与額(最高~最低)		2,982 ?~ 2,664	3,531 ?~ 3,327	4,902 ?~ 4,036	6,474 ?~ 4,670	7,170 ?~ 5,867	7,687 ?~ 6,736

区分	計	7級	8級	9級	10級	11級
標準的な職位		課長	課長	部長	事務局長	事務局長
人員 (割合)	人	5 (4.0%)	3 (2.4%)	1 (0.8%)	1 (0.8%)	0 (0.0%)
年齢 (最高～最低)		57 } } 47	56 } } 51			
所定内給与年額 (最高～最低)		7,012 } } 5,368	7,475 } } 6,514			
年間給与額 (最高～最低)		9,403 } } 7,459	10,152 } } 8,757			

注:9級及び10級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

(教育職員(大学教員等))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授
人員 (割合)	人	10 (4.9%)	48 (23.4%)	3 (1.5%)	71 (34.6%)	73 (35.6%)
年齢 (最高～最低)		57 } } 27	52 } } 28	39 } } 36	55 } } 36	64 } } 41
所定内給与年額 (最高～最低)		4,806 } } 2,519	5,055 } } 3,336	5,895 } } 4,218	6,882 } } 4,918	9,358 } } 5,879
年間給与額 (最高～最低)		6,522 } } 3,440	6,891 } } 4,418	8,192 } } 5,894	9,484 } } 6,770	13,169 } } 8,210

④ 賞与(平成16年度)における査定部分の比率

(事務・技術職員)

区 分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.2%	64.9%	63.6%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.8%	35.1%	36.4%
	最高～最低	46.2～31.4%	42.4～29.4%	44.2～31.4%
	一律支給分(期末相当)	66.7%	69.5%	68.2%
一般職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.3%	30.5%	31.8%
	最高～最低	40.4～29.0%	37.3～28.0%	35.7～28.9%

(教育職員(大学教員等))

区 分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	67.1%	68.9%	68.1%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	32.9%	31.1%	31.9%
	最高～最低	33.3～32.6%	36.5～29.8%	34.8～31.1%
	一律支給分(期末相当)	66.4%	69.5%	68.1%
一般職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.6%	30.5%	31.9%
	最高～最低	40.0～29.7%	36.9～27.7%	38.3～29.1%

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(-))

88.4
102.1

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

(教育職員(大学教員等))

対国家公務員(旧教育職(-))

97.6
96.2

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員等))

注:「対他の国立大学法人等」は、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準との比較

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成16年度)	前年度 (平成15年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	3,337,177	3,356,642	△ 19,465 ( △0.58 )	— ( — )
人件費 ((A)+退職手当繰入+法定福 利厚生費)	3,703,587	3,358,217	345,370 ( 10.28 )	— ( — )
最広義人件費	3,873,408	3,532,985	340,423 ( 9.64 )	— ( — )

注:「前年度(平成15年度)」の数値には法人化により必要となった雇用保険の事業主負担及び労働者災害補償保険分は含まれていない。

### Ⅳ 報酬・給与の考え方, 改定について

#### 1 平成16年度における役員報酬・職員給与の改定の概要

区 分	改定の 有無	改定率 (平均)	本俸の主な 改定内容	手当の主な改定内容
法人の長	有	—	本俸改定 なし	寒冷地手当の支給額, 支給方法の改定
役員(常勤)	有	—	本俸改定 なし	寒冷地手当の支給額, 支給方法の改定
役員(非常勤)	無	—	—	—
職 員	有	—	本俸改定 なし	寒冷地手当 支給額, 支給方法の改定

#### 2 役員報酬

##### ① 平成16年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当の額は、学長が文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、期末特別手当の額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

##### ② 役員報酬水準の改定内容

法人の長	国家公務員の寒冷地手当に関する法律の改正に準じ、寒冷地手当の支給額の引き下げ及び一括支給を月額(11月～3月の間)制とした。 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の改正に準じ、寒冷地手当の支給額の引き下げ及び一括支給を月額(11月～3月の間)制とした。 適用者なし 適用者なし 改定なし
理事	
理事(非常勤)	
監事	
監事(非常勤)	

#### 3 職員給与

##### ① 人件費管理の基本方針

中期目標中期計画期間中の予算推移を考慮し、本法人の人件費の範囲内で運用する。また、事務の効率化を図り人件費削減に努める。

##### ② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方  
 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員の給与水準等を考慮し、毎年の人事院勧告に準拠して給与水準を決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方  
 昇給、特別昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、本法人が行う個人評価の結果を基礎資料とし、勤務成績等を考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当(査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)における職員の基準日以前6か月以内の期間における勤務成績に応じ成績率を決定する。(給与法に準拠)
昇 給	原則として現本給を受けた日から12か月良好成績で勤務したときは、1号給上位の号給に昇給させることができる。(給与法に準拠)
昇格・降格	昇格: 特に勤務成績が優秀であり、かつ大学が定める必要経年数を有している者は上位の職務の級に昇格することができる。(給与法に準拠) 降格: 勤務成績が不良の場合は、下位の職務の級に降格させることができる。(給与法に準拠)
特別昇給	特に良好な成績で勤務した者には、1号給又は2号給上位の号給に昇給させることができる。(給与法に準拠)

##### ウ 平成16年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の改正に準じ、寒冷地手当の支給額の引き下げ及び一括支給を月額(11月～3月の間)制とした。

### Ⅴ 法人が必要と認める事項

特になし